

行財政改革のさらなるスピードアップを 平成19年度決算を認定



温室の中は花ざかり

平成20年第4回定例会は、12月1日から12月18日までの18日間の会期中に開催されました。今定例会では、閉会中の特別委員会が審査された平成19年度一般会計および国民健康保険・老人保健・介護保険・下水道事業・受託水道事業の5特別会計歳入歳出決算を審議し、それぞれ認定をいたしました。そのほか、市長提出議案8件、議員提出議案(意見書を含む)18件、請願33件を審議しました。結果は4面をご覧ください。

一般会計決算 賛成多数で認定

平成19年度一般会計および5特別会計歳入歳出決算は11名の委員による決算特別委員会を設置し、沢田孝康委員長(公明党)、野島武夫副委員長(自民クラブ)の下で、10月7日～9日の3日間にわたり慎重に審査が行われました。

審査は、会派代表による総括質疑、科目別の質疑(款別審査)の後、採決し、一般会計と国民健康保険・下水道事業の2特別会計は賛成多数で、老人保健・介護保険・受託水道事業の3特別会計は全員賛成で認定すべきものと決まりました。

12月1日の本会議では、各会派の意見表明の後、採決したところ、委員会と同様の採決結果となりました。

◆一般会計
【総括質疑から】
【質問】19年度を振り返っての総括を伺う。
市長 事務事業のアウトソーシング化、消防事務委託など、自立した都市東久留米に向けた行財政改革の取り組みは、これからの東久留米を支える将来の展望に立った政策であると自信を持って言える。
【質問】今後の保育園民営化の取り組みは。
市長 上の原保育園は、22年度には新しい上の原保育園を新設する予定。現行の上の原保育園に通っている園児は、在園中の1歳児が卒園する平成25年3月まで公設公営保育園での保育を継続する措置を取りたい。また、みなみ保育園は、南

もとなる要因等を把握することが重要である。一般会計の実質収支が黒字なのは、財政調整基金を繰り入れた結果であり、厳しい財政状況である。
【質問】消防事務移管時の財政見通しは。
市長 平成22年4月を移管の目途とした場合の概算経費の再算定作業を東京都へ依頼。消防広域化に伴う国や都からの財政支援措置などについても都と協議しながら経費の負担軽減策を検討していく。
【款別審査から】
【質問】第八小の教育環境のバックアップ体制は。
答弁 来年度は今年度より児童数が減る予想。学校長とも協議をしながらできるだけの支援をしていきたい。
【質問】「河童のクウ」によるシテイセルスの取り組みは。
市長 大変すばらしい作品であり今後どう生かしているかさまざま考えをもちている。指摘を踏まえ、十分に留めていきたい。
【質問】小児救急体制の現状と充実策について。
市長 地域の2次医療を担う多摩北部医療センターで都立清瀬小児病院との医師交流により小児神経・内分泌の専門外来を拡充している。21年度末に清瀬小児病院が府中に移転した後の多摩北部地域の小児医療をどう確保していくのか、東京都に要望していく。
【質問】公共施設の使用料設定が現況で適正と考えるか。
市長 使用料等の受益と負担のあり方は一定のルールができていて、大きな課題は減免規定のあり方であり、今後十分議論していかねばならない。

保育園条例の一部を改正

「東久留米市保育園条例の一部を改正する条例」は、12月10日の厚生委員会審査され、12月18日の本会議において賛成多数で可決されました。

本案は、東久留米市立保育園の民営化計画の改定に基づき、上の原保育園を平成25年4月1日をもって廃止し、廃止するまでの間、募集停止による在籍児童数の減少に対応して、現在の定員80名を段階的に変更するため、条例を改正するものです。

改定内容は、現在の上の原保育園を移転・新設し、併せて民営化することを改め、現在地において在園児が卒園する平成25年3月末まで直営で運営し、廃園東久留米団地内に建設予定

の保育園については、新園として平成22年4月に開園し、運営を社会福祉法人に委託するというものです。
【委員会での質疑から】
【質問】10月7日の決算特別委員会での民営化計画変更の話があったが、運営法人の選定委員会開催前に保護者への説明会ができなかったが、12月議会に議案を上程した理由は。
答弁 ①土地を貸していたUR(都市再生機構)と話し合いを進め、ある程度まとまった上で計画をつくったため、すぐに説明に入れなかった。②計画変更に対しURから市へ早急に何らかの形で約束を、との要望があり、提案した。
【質問】21年度入所申請において、上の原保育園入所希望者には内容確認シートの記入を求めている。今回の改定を知らせるための努力は。
答弁 申請時に計画の周知が必要なので、保育園の閉園、新設園計画内容と開設予定年月日、運営形態の変更を説明。内容を理解し、新園に移ることを同意して申し込みをしていただいている。
【質疑の後の討論から】
委員より「本案の提出の必要性は、URとの協議を進めた結果等によるもの」と理解。民営化を進めていく観点に立ち、本案に賛成する。上の原保育園に通っている多くの世帯の方が廃園条例の延期を要望している中で廃園を決めることは拙速であり本案に反対する」などの意見が述べられています。

都市計画税条例の一部を改正

「東久留米市都市計画税条例の一部を改正する条例」は、12月10日の総務委員会審査され、12月18日の本会議において全員賛成で可決されました。

地方税法に基づく東久留米市都市計画税条例本則では、税率の上限を100分の0.3としていますが、昭和63年以来、評価替えの年ごとに条例付則において100分の0.27の特例税率を採用しています。本案は、この特例を23年度まで適用し、引き続き負担の軽減を図るといったものです。

【委員会での質疑から】
【質問】①減税となる100分の0.03に相当する金額は、②恩恵を受ける市民の割合はどの程度か。
答弁 ①影響額は約1億5千万円程度。②20年度の納税義務者は土地と建物を合わせて3万2027人で、市の人口に占める割合は約28%。世帯単位でみればそれ以上に波及効果は大きいものと考えている。

また、質疑の中で、都市計画税の減税によって多くの市民が恩恵を受けることは理解するが、全市民が対象となるものでないことは明らかなので、減税をする際の目的と減税額等の内容は、今後もしっかりと検討してほしい、との意見も述べられています。

市議会議員に支給する 期末手当条例(減額)を可決

「東久留米市議会議員に支給する期末手当の特例に関する条例」は、議員提出議案として12月1日の本会議に提出されました。

本案は、提案者を含めた7名の議員から提出され、「本市の厳しい財政状況を踏まえ、市議会議員として

の姿勢を明確にするため」という理由により、12月に支給する期末手当を0.5カ月減額し、25カ月とするもので、平成20年12月31日限りで効力を失うというものです。採決の結果、全員賛成で原案の通り可決されました。

今号の内容案内	2・3面
一般質問	4面
補正予算質疑	4面
提出議案と審議結果	4面
意見書・請願など	4面